

令和7年度愛知県農薬管理指導士更新研修（オンライン受講）受講確認シート

項目	番号	問題・解答・解説
農薬取締法関係	1	<p>農薬を個人がインターネットで販売する場合については、特に販売業の届出は必要ない。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキスト「農薬安全使用Q&A」Q-5を参照。農薬を販売する者は販売所ごとに届け出なければならないとされている。販売所とは農薬の販売行為を行う場所を広く含めて解すべきであり、販売行為を行う物的施設だけでなく、インターネットを介して販売行為を行う事業者の事務所その他これに準ずる場所についても販売所に該当するものと解される。</p>
農薬及び安全性評価及び各種基準	2	<p>ARfD（急性参考用量）とは、ヒトがある物質を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に、健康に悪影響を示さないと推定される一日当たりの摂取量であり、mg/kg体重で示される。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキスト「農薬安全使用Q&A」Q-20を参照。問題文のとおり。農作物における農薬の残留基準値の設定にあたり、ヒトへの健康への急性毒性が生じないための短期暴露評価に基づき、その摂取量がARfD（急性参考用量）を超えないように設定されている（Q-21参照）。</p> <p>（訂正とお詫び） ARfDは、「ヒトがある物質を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に、健康に悪影響を示さないと推定される摂取量（mg/kg体重）」のことです。問題文中の「一日当たりの」は誤りですので、お詫びして訂正させていただきます。</p>
農薬の防止対策等	3	<p>住宅地やその周辺等で農薬を散布する場合は、周辺住民に対して、事前に農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者の連絡先を回覧板、チラシ、掲示板などを利用して十分な時間的余裕をもって周知する必要がある。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキスト「農薬安全使用Q&A」Q-35及び参考資料p90～99を参照。農薬使用基準では農薬を使用する時は、人畜に危害を及ぼさないことは使用者の責務とされている。また、住宅地周辺では農薬が飛散しないように努力することとされている。</p>
毒物及び劇物取締法関係	4	<p>毒物劇物営業者以外の者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなくてもよい。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキスト「農薬安全使用Q&A」Q-12（p17）を参照。毒物又は劇物の表示として、毒物及び劇物取締法第12条第3項で、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。」と規定されており、また毒物及び劇物取締法第22条第5項で「第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。」とあるため、毒物又は劇物を取り扱う全ての者について適用される。</p> <p>なお、「厚生労働省令で定める毒物又は劇物」とは、毒物及び劇物取締法施行規則第18条の2から「すべての毒物及び劇物」である。</p>

項目	番号	問題・解答・解説
食品衛生法関係	5	<p>食品衛生法によるポジティブリスト制度では、残留基準の定められた農薬等をリストとして示し、それ以外の農薬等については、一切含んではならない。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキスト「農薬安全使用Q&A」Q-13 (p21) を参照。残留基準が設定されていない農薬については、一切含んではならないということにせずに、食品衛生法第13条第3項に基づき「人の健康を損なうおそれがない量」として「一律基準」0.01ppmが設定された。</p>
消防法関係	6	<p>農薬の中には、消防法で定める危険物に該当するものがあり、その貯蔵、取扱いについては、指定数量以上は消防法により規制されているが、指定数量未満については何ら規制がない。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：「農薬安全使用Q&A」) Q-14の図を参照。指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いについては、市町村条例の規制を受け、指定数量の1/5以上の場合は少量危険物の届出が必要となる。</p>
農薬管理指導士	7	<p>農薬管理指導士は、他の農薬販売者、農業者、ゴルフ場の農薬使用者などに指導・助言を行い、農薬の安全かつ適正な使用の推進に当たることが任務です。</p> <p>あなたは、今後、農薬管理指導士としてどのような点に注意して活動していきたいとお考えですか。</p> <p>解答：記述式 (例) 農薬使用者に対して、特に住宅地通知の内容を周知することを心がけて活動していきたい。</p> <p>(参考) 農薬管理指導士は、農薬の特性を踏まえた適正な使用等について、他の農薬販売者、農家、ゴルフ場の農薬使用者などに指導・助言を行うことが任務として求められている。 農薬管理指導士は、都道府県や関係団体が主催する研修会などへの参加、農薬に関する情報収集などによって、自らの資質を向上させようとする姿勢が重要である。</p>